

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「平成30年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の別添2に定める「選別作業員」とする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 株式会社イコールは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第56条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、一般の労働者の1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「72円」とする。

第7条 対象従業員の退職手当は、別表1の一般基本給の6%の額を前払い退職金として支給する。

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年4月1日

株式会社イコール 代表取締役 花田 佳之

株式会社イコール 地方創生事業部 田中 一生